

◎新潟県告示第529号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。

令和3年4月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 起業者の名称

学校法人大彦学園

2 事業の種類

開志学園高等学校2号館移転整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

新潟市中央区南長潟及び長潟字本村前地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

開志学園高等学校2号館移転整備事業（以下「本件事業」という。）は、法第3条第21号に掲げる学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校の施設を整備するものであり、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、令和2年2月の理事会において、本件事業の承認を得ており、また、必要な財源について、用地補償費及び自己資金により予算措置していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

起業者が運営する開志学園高等学校は、多様な学習形態や芸術、音楽、スポーツ分野の専門課程などにより、特色ある教育を行っている通信制の高等学校であり、約700名の生徒が在籍している。

現在、当該高等学校の校舎は新潟市中央区弁天橋通地内に1号館、同市同区长潟地内に2号館があるが、本件事業は、このうち2号館の校舎が新潟県の施行する鳥屋野潟整備事業の事業用地内となったことから、移転整備するものである。

本件事業の実施により、現在の教育環境の維持が図られるだけでなく、校舎面積や教室数の増加、新しい設備の導入などにより、より質の高い教育を受けることのできる環境の整備・充実に寄与するものと認められる。

また、鳥屋野潟整備事業は、周辺地域を集中豪雨などによる浸水被害から守るため、治水対策工事を行うものであるが、本件事業は、鳥屋野潟整備事業の円滑な施行に資するものであり、地域住民の安全性向上に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件事業による周辺環境への影響について、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）に定める対象事業の要件に該当しないため、環境影響評価を実施しないが、起業者は、工事の実施及び施設の供用に当たり、大気汚染、騒音、水質汚濁、振動等の影響を最小限に抑える措置を講ずるとしていることから、周辺の生活環境に与える影響は少ないものと見込まれる。

本件起業地において、天然記念物、希少野生動植物種、新潟県のレッドリスト・レッドデータブックによる絶滅危惧種のいずれも確認されていない。また、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に規定する史跡、周知の埋蔵文化財包蔵地等は存在しない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件起業地については、事業に必要な面積が確保できることを条件に、1号館校舎周辺の3箇所を候補地として選定の上、土地利用に与える影響や交通利便性、経済性等を考慮して比較検討した結果、最適地としたものであり、最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の実施により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与すると認められるもので、法第20条第3

号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業は、鳥屋野潟整備事業による治水対策工事により移転を余儀なくされた校舎の移転先の確保が前提となる事業であり、早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業のために恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の理由があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

新潟市中央区役所建設課まちづくり係